

国立大学法人電気通信大学年俸制適用職員給与規程

制定 平成26年12月24日規程第20号
最終改正 令和3年9月13日規程第16号

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学就業規則（以下「就業規則」という。）第33条の規定に基づき、国立大学法人電気通信大学（以下「大学」という。）に常時勤務する職員のうち、年俸制の適用を受ける職員（以下「年俸制適用職員」という。）の給与について、必要な事項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第2条 給与の支給等に関して、この規定に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の法令に定めるところによる。

(対象者)

第3条 年俸制適用職員は、就業規則第3条第一号又は第三号に規定する者のうち、次のいずれかに該当する者とする。

- 一 この規程の適用を受ける意思を表示した職員のうち、学長が年俸制の適用を認めた者
 - 二 新たに採用する者で国、独立行政法人、他の国立大学法人等の機関から引き続き大学に採用する者のうち、採用日の前日において年俸制の適用を受けていた者のうち当該適用を受けていた年俸制がこの規程に定める年俸制と同様の制度であり、学長がこの規程に定める年俸制の適用が必要であると認めた者
 - 三 新たに採用する者で年俸制を適用することを明示して行った職員の募集により採用された者
- 2 この規程において、特に必要がある場合には、令和元年9月30日以前に年俸制適用職員となった者（学長が別に定めるところにより本人から申し出があり基本年俸の決定において令和元年10月1日以降に年俸制適用職員となった者と同様の取り扱いとすることとなったものを除く。）を「改正前年俸制適用職員」と、それ以外の者を「新年俸制適用職員」という。

(給与の種類)

第4条 新年俸制適用職員の給与は、基本給及び諸手当とする。

- 一 基本給は、基本年俸及び業績年俸とし、別表第1に定める基本年俸の額を12で除して得た額を本給の月額、業績年俸の額を12で除して得た額を業績給の月額とする。
 - 二 諸手当は、大学院担当手当、扶養手当、管理職手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、管理職員特別勤務手当、初任給調整手当、クロスアポイントメント手当、寒冷地手当及び外部資金獲得貢献手当とする。
- 2 改正前年俸制適用職員の給与は、基本給及び諸手当とする。
- 一 基本給は、基本年俸とし、別表第2に定める基本年俸の額を12で除して得た額を本給の月額とする。
 - 二 諸手当は、扶養手当、管理職手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、管理職員特別勤務手当、初任給調整手当、クロスアポイン

トメント手当、寒冷地手当及び外部資金獲得貢献手当とする。

(給与の支給日)

第5条 基本給、大学院担当手当、扶養手当、管理職手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び初任給調整手当はその月の月額的全額を毎月17日に、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給及び管理職員特別勤務手当は、その月の分を翌月17日に、クロスアポイントメント手当はその月の分を、支給要件が確認された日の翌月17日に支給する。

2 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日の属する月の17日に支給する。

3 外部資金獲得貢献手当は、一の年度(毎年4月から翌年3月までをいう。)における分を当該年度の3月17日(一の年度の途中で退職し、この規程の適用を受けなくなる者については、在職中の最終の第1項に規定する基本給の支給日)に支給する。

4 前3項の規定にかかわらず、前3項に規定する給与の支給日(以下「支給日」という。)が日曜日にあたるときは、支給日の前々日(その日が休日にあたるときは、支給日の翌日)に、支給日が土曜日にあたるときは、支給日の前日(その日が休日にあたるときは、支給日の前々日)に、支給日が休日にあたるときは、支給日の前日(その日が日曜日にあたるときは、支給日の翌日)に支給する。

(基本年俸の決定等)

第6条 年俸制適用職員が受ける基本年俸は、年俸制適用職員に適用される号給に対応する別表第1又は別表第2に定める額とする。

2 基本年俸の適用期間は、毎年1月1日から12月31日までの1年間とする。ただし、新たに年俸制適用職員となった者の初年度の適用期間については、年俸制適用日以後、最初の12月31日までとする。

3 新たに年俸制適用職員となった者の号給は、その者の学歴、免許・資格、業務経験、業績、他の職員との均衡及び予算を考慮して決定する。

4 年俸制適用職員の号給は、当該年俸制適用職員の業績評価に基づき、これを改定できるものとする。

5 第3項に定めるもののほか、基本年俸の決定等に関する事項は、別に定める。

6 第4項に定める業績評価に関する事項は、別に定める。

(業績年俸の決定)

第6条の2 業績年俸は、1月1日における本給の月額及び大学院担当手当を基礎として国立大学法人電気通信大学職員給与規程(以下「職員給与規程」という。)第25条及び第26条の規定に準じて算出した6月期及び12月期の期末手当及び勤勉手当(勤勉手当の勤務成績の区分は良好とする。)(国立大学法人電気通信大学期末手当及び勤勉手当支給細則第6条第3項の準用はしないものとする。)の合計額に直近の業績評価の結果に基づき決定された評価区分に応じた反映割合を乗じて得た額とする。

評価区分	反映割合
S S	120%
S	113%
A	107%
B	100%

C	93%
D	87%

- 2 業績年俸の適用期間は、毎年1月1日から12月31日までの1年間とする。ただし、新たに年俸制適用職員となった者の初年度の適用期間については、年俸制適用日以後、最初の12月31日までとする。
- 3 業績年俸は、当該年俸制適用職員の業績評価に基づき、これを改定するものとする。ただし、年の途中で基本年俸の額が改訂された場合は当該改訂日から改定するものとする。
- 4 新たに年俸制適用職員となった者（職員給与規程の適用を受けるもの又は改正前年俸制適用職員から新年俸制適用職員となった者を除く。）の第1項の評価区分はBとする。
- 5 第1項の規定にかかわらず、第1項の規定による業績年俸の額を12で除した額に1円未満の端数が生じる場合には、当該端数を切り捨てた額を12倍した額をもって業績年俸の額とする。

（大学院担当手当）

第6条の3 大学院担当手当は、職員給与規程第13条に規定する「本給の調整額」に準じて支給する。この場合において、年俸制適用職員が受ける大学院担当手当の額は、同条に規定する手当の額と当該手当額に職員給与規程第16条第2項第1号に規定する支給割合（以下「地域手当支給割合」という。）を乗じて得た額を合計した額とする。この場合において、国立大学法人電気通信大学本給の調整額支給細則第2条調整基本額表に規定する職務の級については、教授である者を5級、准教授である者を4級、講師である者を3級及び助教である者を2級として適用するものとする。

（扶養手当）

第7条 扶養手当は、職員給与規程第14条の規定を準用する。この場合において、年俸制適用職員が受ける扶養手当の額は、同条に規定する手当の額と当該手当額に地域手当支給割合を乗じて得た額を合計した額とする。

（管理職手当）

第8条 管理職手当は、職員給与規程第15条の規定及び「国立大学法人電気通信大学管理職手当支給細則」（以下「管理職手当支給細則」という。）の規定を準用する。この場合において、年俸制適用職員が受ける管理職手当の額は、管理職手当支給細則別表2教育研究職本給表に規定する手当の額と当該手当額に地域手当支給割合を乗じて得た額を合計した額とする。

（住居手当）

第9条 住居手当は、職員給与規程第17条の規定を準用する。

（通勤手当）

第10条 通勤手当は、職員給与規程第18条の規定を準用する。

（単身赴任手当）

第11条 単身赴任手当は、職員給与規程第19条の規定及び「国立大学法人電気通信大学単身赴任手当支給細則」の規定を準用する。

（特殊勤務手当）

第12条 特殊勤務手当は職員給与規程第20条の規定及び「国立大学法人電気通信大学特

殊勤務手当支給細則」（以下「特殊勤務手当支給細則」という。）の規定を準用する。この場合において特殊勤務手当支給細則第4条第2項の「イ 一般職本給表（一）7級以上の級、教育研究職本給表5級」とあるのは「教授」と、「ロ 一般職本給表（一）6級、5級、4級及び教育研究職本給表4級、3級」とあるのは「准教授、講師」と、「ハ 一般職本給表（一）3級及び教育研究職本給表2級」とあるのは「助教」とそれぞれ読み替えるものとする。

（超過勤務手当）

第13条 超過勤務手当は、職員給与規程第21条の規定及び「国立大学法人電気通信大学超過勤務手当、休日給支給細則」の規定を準用する。この場合において、職員給与規程第21条の「第32条」とあるのは「国立大学法人電気通信大学年俸制適用職員給与規程（以下「年俸制適用職員給与規程」という。）第20条」と読み替えるものとする。

（休日給）

第14条 休日給は、職員給与規程第22条の規定及び「国立大学法人電気通信大学超過勤務手当、休日給支給細則」の規定を準用する。この場合において、職員給与規程第22条の「第32条」とあるのは「年俸制適用職員給与規程第20条」と読み替えるものとする。

（管理職員特別勤務手当）

第15条 管理職員特別勤務手当は、職員給与規程第23条の規定及び「国立大学法人電気通信大学管理職員特別勤務手当支給細則」の規定を準用する。この場合において、職員給与規程第23条の「第15条」とあるのは「年俸制適用職員給与規程第8条」と読み替えるものとする。

（初任給調整手当）

第16条 初任給調整手当は、職員給与規程第24条の規定及び「国立大学法人電気通信大学初任給調整手当支給細則」の規定を準用する。この場合において、職員給与規程第24条の「教育研究職本給表の適用を受ける職員」とあるのは「年俸制適用職員」と読み替えるものとする。

（クロスアポイントメント手当）

第16条の2 クロスアポイントメント手当は、国立大学法人電気通信大学クロスアポイントメント制度に関する規程に基づくクロスアポイントメント制度に関する協定により指定された職員（教育研究職員及び研究教育マネジメント職員に限る。以下「クロスアポイントメント教員」という。）に対して、第3項に定める申出を学長が受理した場合に支給する。

2 クロスアポイントメント手当の支給額は、クロスアポイントメント教員に対してこの規程に基づき支給される本給、扶養手当、管理職手当、住居手当、単身赴任手当及び初任給調整手当の月額に当該クロスアポイントメント教員の業務のうちクロスアポイントメントの相手先機関における業務が占める割合を乗じて得た額と当該クロスアポイントメント教員の当該相手先機関におけるこれらの給与種別に相当する給与の月額に当該割合を乗じて得た額との差額並びにこの規程に定める給与種別（相当する給与種別を含む。）以外の給与種別であって当該相手先機関がその給与制度に基づき当該クロスアポイントメント教員に対して支給を希望する給与の月額の合計額を原則とする。

3 クロスアポイントメント手当は、クロスアポイントメントの相手先機関が、前項に規定する額の支払いを学長に申し出て、かつ、相手先機関がその必要経費を負担する場合に限

り、本学から支給する。

4 クロスアポイントメント手当は、次の各号のいずれかに該当する場合には、支給しない。

一 相手先機関が、前項の申し出を取り下げた場合

二 相手先機関が、学長が指定した期日までに、前項に規定する必要経費を本学に送金しなかった場合

三 その他学長が支給することが不適切であると判断した場合

5 学長は、前項第三号に基づいてクロスアポイントメント教員にクロスアポイントメント手当を支給しない場合、相手先機関に対し、申出を辞退するものとする。

6 第1項から前項までに規定するもののほか、クロスアポイントメント手当に関し必要な事項は、学長が定める。

(寒冷地手当)

第17条 寒冷地手当は、職員給与規程第28条の規定を準用する。この場合において「第30条第1項及び第2項」とあるのは「年俸制適用職員給与規程第18条第1項及び第2項」と読み替えるものとする。

(外部資金獲得貢献手当)

第17条の2 外部資金獲得貢献手当は、外部資金の獲得を通じた大学の教育研究基盤強化への貢献が顕著な年俸制適用職員に支給する。

2 外部資金獲得貢献手当の支給に関して必要な事項は、別に定める「国立大学法人電気通信大学外部資金獲得貢献手当支給細則」による。

(休職者の給与)

第18条 年俸制適用職員が業務上の傷病又は通勤による傷病により就業規則第17条第1項第1号により、長期休養を要する場合に該当して休職となった場合には、その休職期間中、給与（基本給及び諸手当をいう。）の全額を支給する。ただし、労働者災害補償保険法に基づく休業補償給付が支給される場合にあつては、調整することができる。

2 年俸制適用職員が前項の傷病以外の傷病により休職となった場合には、その休職期間が1年（結核性疾患にあつては2年）に達するまでは、本給、大学院担当手当、扶養手当、住居手当及び寒冷地手当の100分の80を支給することができる。

3 年俸制適用職員が就業規則第17条第1項第2号による刑事事件に関し起訴され休職となった場合には、その休職期間中、本給、大学院担当手当、扶養手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

4 年俸制適用職員が就業規則第17条第1項第3号、第4号、第6号及び第9号により休職となった場合には、その休職期間中、本給、大学院担当手当、扶養手当及び住居手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。ただし、第6号の規定に該当して休職となった場合で、当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害によるものが業務上の災害によると認められるときは、100分の100以内を支給することができる。

5 年俸制適用職員が就業規則第17条第1項第5号及び第7号により休職となった場合には、その期間中給与を支給しない。

6 年俸制適用職員が就業規則第17条第1項第8号により休職となった場合には、その休職期間中、本給、大学院担当手当、扶養手当及び住居手当（以下「本給等」という。）

のそれぞれ100分の70を支給することができる。ただし、派遣先の勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、あらかじめ学長の承認を得て、別に定めるところにより本給等のそれぞれ100分の70を超え100分の100以内を支給することができる。

(育児休業者等の給与)

第19条 「国立大学法人電気通信大学職員育児休業等規程」により育児休業等をする年俸制適用職員、「国立大学法人電気通信大学職員介護休業規程」により介護休業等をする年俸制適用職員又は「国立大学法人電気通信大学職員自己啓発等休業規程」により自己啓発等休業をする年俸制適用職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 育児休業、介護休業又は自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。
- 二 育児休業、介護休業又は自己啓発等休業をしていた年俸制適用職員が職務に復帰した場合には、育児休業をした期間についてはその期間の100分の100以内、介護休業をした期間についてはその期間の2分の1、自己啓発等休業をした期間についてはその期間の100分の100以内（大学等における修学のための休業であつて年俸制適用職員としての職務に特に有用であると認められる休業期間以外の期間については100分の50以内）に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、別に定めるところにより、号給を調整することができる。
- 三 年俸制適用職員が育児時間又は介護部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、第21条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第20条に規定する勤務1時間あたりの給与額を減額して給与を支給する。
- 四 前三号に規定するもののほか、育児休業等、介護休業等又は自己啓発等休業の給与について必要な事項は、別に定めるものとする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第20条 第14条、第15条及び前条に規定する勤務1時間あたりの給与額は、本給の月額、業績給の月額、大学院担当手当、管理職手当の月額及び初任給調整手当の月額の合計額に1.2を乗じ、その額をその年度の日数から休日の日数を差し引いた日数に7.75を乗じたもので除して得た額とする。

- 2 前項の本給の月額、業績給の月額及び大学院担当手当は、規定により給与を減ぜられているときでも、本来受けるべき額とする。

(給与の減額)

第21条 年俸制適用職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき、特に承認があつた場合を除き、前条に規定する勤務1時間あたりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

- 2 前項の規定により減額すべき給与額は、その給与期間の分の本給に対する額を、別に定めるところにより計算し、その次の給与期間以降の本給から差し引く。ただし、退職、休職等の場合において減額すべき給与額が、本給から差し引くことができないときは、その他の未支給の給与から差し引くものとする。
- 3 第1項の規定により減額の対象となる時間数は、その給与期間における欠勤、学長の許可を受けた短期労働組合専従、育児時間又は介護部分休業の時間数の合計である。なお、合計時間数に1時間未満の端数が生じたときは、切り捨てる。

(基本給の半減)

第22条 前条の規定にかかわらず、年俸制適用職員が負傷若しくは疾病（業務上及び通勤による負傷又は疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置（別に定めるものに限る。）により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、基本給の半額を減ずる。

2 前項に規定するもののほか、基本給の半減について必要な事項は、別に定めるものとする。

(日割り計算)

第23条 新たに年俸制適用職員となった者には、その日から給与を支給し、基本給に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給与を支給する。

2 職員が退職し、又は解雇された場合には、その日までの給与を支給する。

3 職員が死亡により退職した場合には、その月までの給与を支給する。

4 第1項又は第2項の場合であって、その月の初日から又は末日まで支給する以外ときは、その給与額は、その月の現日数から休日の日数を差し引いた日数を基礎とした日割計算によって計算するものとする。

5 前4項の規定は、第8条に規定する管理職手当の支給について準用する。

(端数の処理)

第24条 この規程により計算した金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第13条及び第14条の規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当及び休日給又は第19条及び第21条に規定する勤務時間1時間あたりの給与額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(給与の支払)

第25条 この規程に基づく給与は、現金で直接年俸制適用職員に支払うものとする。ただし、法令その他の規則等に基づき年俸制適用職員の給与から控除すべき額がある場合には、その年俸制適用職員に支払うべき給与から控除して支払うものとする。

2 年俸制適用職員が給与の全部につき自己の預金又は貯金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

3 前2項に規定するもののほか、給与の支払について必要な事項は、別に定めるものとする。

(実施に関し必要な事項)

第26条 この規程の実施について必要な事項は、職員給与規程の定めによるもののほか、学長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

附 則 (平成30年12月19日規程第22号)

この規程は、平成30年12月19日から施行する。

附 則 （平成31年3月20日規程第68号）
この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 （令和元年9月11日規程第11号）
この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 （令和3年3月15日規程第68号）
この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 （令和3年9月13日規程第16号）
この規程は、令和3年10月1日から施行する。

別表第1 教職員年俸表（一）

号給	基本年俸 円	本給の月額 円
1	2,940,000	245,000
2	2,952,000	246,000
3	2,964,000	247,000
4	2,976,000	248,000
5	2,988,000	249,000
6	3,000,000	250,000
7	3,012,000	251,000
8	3,024,000	252,000
9	3,036,000	253,000
10	3,048,000	254,000
11	3,060,000	255,000
12	3,072,000	256,000
13	3,084,000	257,000
14	3,096,000	258,000
15	3,108,000	259,000
16	3,120,000	260,000
17	3,132,000	261,000
18	3,144,000	262,000
19	3,156,000	263,000
20	3,168,000	264,000
21	3,180,000	265,000
22	3,192,000	266,000
23	3,204,000	267,000
24	3,216,000	268,000
25	3,228,000	269,000
26	3,240,000	270,000
27	3,252,000	271,000
28	3,264,000	272,000
29	3,276,000	273,000
30	3,288,000	274,000
31	3,300,000	275,000
32	3,312,000	276,000
33	3,324,000	277,000
34	3,336,000	278,000
35	3,348,000	279,000
36	3,360,000	280,000
37	3,372,000	281,000
38	3,384,000	282,000
39	3,396,000	283,000
40	3,408,000	284,000
41	3,420,000	285,000
42	3,432,000	286,000
43	3,444,000	287,000
44	3,456,000	288,000
45	3,468,000	289,000
46	3,480,000	290,000
47	3,492,000	291,000
48	3,504,000	292,000
49	3,516,000	293,000
50	3,528,000	294,000
51	3,540,000	295,000
52	3,552,000	296,000
53	3,564,000	297,000
54	3,576,000	298,000
55	3,588,000	299,000

56	3,600,000	300,000
57	3,612,000	301,000
58	3,624,000	302,000
59	3,636,000	303,000
60	3,648,000	304,000
61	3,660,000	305,000
62	3,672,000	306,000
63	3,684,000	307,000
64	3,696,000	308,000
65	3,708,000	309,000
66	3,720,000	310,000
67	3,732,000	311,000
68	3,744,000	312,000
69	3,756,000	313,000
70	3,768,000	314,000
71	3,780,000	315,000
72	3,792,000	316,000
73	3,804,000	317,000
74	3,816,000	318,000
75	3,828,000	319,000
76	3,840,000	320,000
77	3,852,000	321,000
78	3,864,000	322,000
79	3,876,000	323,000
80	3,888,000	324,000
81	3,900,000	325,000
82	3,912,000	326,000
83	3,924,000	327,000
84	3,936,000	328,000
85	3,948,000	329,000
86	3,960,000	330,000
87	3,972,000	331,000
88	3,984,000	332,000
89	3,996,000	333,000
90	4,008,000	334,000
91	4,020,000	335,000
92	4,032,000	336,000
93	4,044,000	337,000
94	4,056,000	338,000
95	4,068,000	339,000
96	4,080,000	340,000
97	4,092,000	341,000
98	4,104,000	342,000
99	4,116,000	343,000
100	4,128,000	344,000
101	4,140,000	345,000
102	4,152,000	346,000
103	4,164,000	347,000
104	4,176,000	348,000
105	4,188,000	349,000
106	4,200,000	350,000
107	4,212,000	351,000
108	4,224,000	352,000
109	4,236,000	353,000
110	4,248,000	354,000
111	4,260,000	355,000
112	4,272,000	356,000
113	4,284,000	357,000
114	4,296,000	358,000

115	4,308,000	359,000
116	4,320,000	360,000
117	4,332,000	361,000
118	4,344,000	362,000
119	4,356,000	363,000
120	4,368,000	364,000
121	4,380,000	365,000
122	4,392,000	366,000
123	4,404,000	367,000
124	4,416,000	368,000
125	4,428,000	369,000
126	4,440,000	370,000
127	4,452,000	371,000
128	4,464,000	372,000
129	4,476,000	373,000
130	4,488,000	374,000
131	4,500,000	375,000
132	4,512,000	376,000
133	4,524,000	377,000
134	4,536,000	378,000
135	4,548,000	379,000
136	4,560,000	380,000
137	4,572,000	381,000
138	4,584,000	382,000
139	4,596,000	383,000
140	4,608,000	384,000
141	4,620,000	385,000
142	4,632,000	386,000
143	4,644,000	387,000
144	4,656,000	388,000
145	4,668,000	389,000
146	4,680,000	390,000
147	4,692,000	391,000
148	4,704,000	392,000
149	4,716,000	393,000
150	4,728,000	394,000
151	4,740,000	395,000
152	4,752,000	396,000
153	4,764,000	397,000
154	4,776,000	398,000
155	4,788,000	399,000
156	4,800,000	400,000
157	4,812,000	401,000
158	4,824,000	402,000
159	4,836,000	403,000
160	4,848,000	404,000
161	4,860,000	405,000
162	4,872,000	406,000
163	4,884,000	407,000
164	4,896,000	408,000
165	4,908,000	409,000
166	4,920,000	410,000
167	4,932,000	411,000
168	4,944,000	412,000
169	4,956,000	413,000
170	4,968,000	414,000
171	4,980,000	415,000
172	4,992,000	416,000
173	5,004,000	417,000

174	5,016,000	418,000
175	5,028,000	419,000
176	5,040,000	420,000
177	5,052,000	421,000
178	5,064,000	422,000
179	5,076,000	423,000
180	5,088,000	424,000
181	5,100,000	425,000
182	5,112,000	426,000
183	5,124,000	427,000
184	5,136,000	428,000
185	5,148,000	429,000
186	5,160,000	430,000
187	5,172,000	431,000
188	5,184,000	432,000
189	5,196,000	433,000
190	5,208,000	434,000
191	5,220,000	435,000
192	5,232,000	436,000
193	5,244,000	437,000
194	5,256,000	438,000
195	5,268,000	439,000
196	5,280,000	440,000
197	5,292,000	441,000
198	5,304,000	442,000
199	5,316,000	443,000
200	5,328,000	444,000
201	5,340,000	445,000
202	5,352,000	446,000
203	5,364,000	447,000
204	5,376,000	448,000
205	5,388,000	449,000
206	5,400,000	450,000
207	5,412,000	451,000
208	5,424,000	452,000
209	5,436,000	453,000
210	5,448,000	454,000
211	5,460,000	455,000
212	5,472,000	456,000
213	5,484,000	457,000
214	5,496,000	458,000
215	5,508,000	459,000
216	5,520,000	460,000
217	5,532,000	461,000
218	5,544,000	462,000
219	5,556,000	463,000
220	5,568,000	464,000
221	5,580,000	465,000
222	5,592,000	466,000
223	5,604,000	467,000
224	5,616,000	468,000
225	5,628,000	469,000
226	5,640,000	470,000
227	5,652,000	471,000
228	5,664,000	472,000
229	5,676,000	473,000
230	5,688,000	474,000
231	5,700,000	475,000
232	5,712,000	476,000

233	5,724,000	477,000
234	5,736,000	478,000
235	5,748,000	479,000
236	5,760,000	480,000
237	5,772,000	481,000
238	5,784,000	482,000
239	5,796,000	483,000
240	5,808,000	484,000
241	5,820,000	485,000
242	5,832,000	486,000
243	5,844,000	487,000
244	5,856,000	488,000
245	5,868,000	489,000
246	5,880,000	490,000
247	5,892,000	491,000
248	5,904,000	492,000
249	5,916,000	493,000
250	5,928,000	494,000
251	5,940,000	495,000
252	5,952,000	496,000
253	5,964,000	497,000
254	5,976,000	498,000
255	5,988,000	499,000
256	6,000,000	500,000
257	6,012,000	501,000
258	6,024,000	502,000
259	6,036,000	503,000
260	6,048,000	504,000
261	6,060,000	505,000
262	6,072,000	506,000
263	6,084,000	507,000
264	6,096,000	508,000
265	6,108,000	509,000
266	6,120,000	510,000
267	6,132,000	511,000
268	6,144,000	512,000
269	6,156,000	513,000
270	6,168,000	514,000
271	6,180,000	515,000
272	6,192,000	516,000
273	6,204,000	517,000
274	6,216,000	518,000
275	6,228,000	519,000
276	6,240,000	520,000
277	6,252,000	521,000
278	6,264,000	522,000
279	6,276,000	523,000
280	6,288,000	524,000
281	6,300,000	525,000
282	6,312,000	526,000
283	6,324,000	527,000
284	6,336,000	528,000
285	6,348,000	529,000
286	6,360,000	530,000
287	6,372,000	531,000
288	6,384,000	532,000
289	6,396,000	533,000
290	6,408,000	534,000
291	6,420,000	535,000

292	6,432,000	536,000
293	6,444,000	537,000
294	6,456,000	538,000
295	6,468,000	539,000
296	6,480,000	540,000
297	6,492,000	541,000
298	6,504,000	542,000
299	6,516,000	543,000
300	6,528,000	544,000
301	6,540,000	545,000
302	6,552,000	546,000
303	6,564,000	547,000
304	6,576,000	548,000
305	6,588,000	549,000
306	6,600,000	550,000
307	6,612,000	551,000
308	6,624,000	552,000
309	6,636,000	553,000
310	6,648,000	554,000
311	6,660,000	555,000
312	6,672,000	556,000
313	6,684,000	557,000
314	6,696,000	558,000
315	6,708,000	559,000
316	6,720,000	560,000
317	6,732,000	561,000
318	6,744,000	562,000
319	6,756,000	563,000
320	6,768,000	564,000
321	6,780,000	565,000
322	6,792,000	566,000
323	6,804,000	567,000
324	6,816,000	568,000
325	6,828,000	569,000
326	6,840,000	570,000
327	6,852,000	571,000
328	6,864,000	572,000
329	6,876,000	573,000
330	6,888,000	574,000
331	6,900,000	575,000
332	6,912,000	576,000
333	6,924,000	577,000
334	6,936,000	578,000
335	6,948,000	579,000
336	6,960,000	580,000
337	6,972,000	581,000
338	6,984,000	582,000
339	6,996,000	583,000
340	7,008,000	584,000
341	7,020,000	585,000
342	7,032,000	586,000
343	7,044,000	587,000
344	7,056,000	588,000
345	7,068,000	589,000
346	7,080,000	590,000
347	7,092,000	591,000
348	7,104,000	592,000
349	7,116,000	593,000
350	7,128,000	594,000

351	7,140,000	595,000
352	7,152,000	596,000
353	7,164,000	597,000
354	7,176,000	598,000
355	7,188,000	599,000
356	7,200,000	600,000
357	7,212,000	601,000
358	7,224,000	602,000
359	7,236,000	603,000
360	7,248,000	604,000
361	7,260,000	605,000
362	7,272,000	606,000
363	7,284,000	607,000
364	7,296,000	608,000
365	7,308,000	609,000
366	7,320,000	610,000
367	7,332,000	611,000
368	7,344,000	612,000
369	7,356,000	613,000
370	7,368,000	614,000
371	7,380,000	615,000
372	7,392,000	616,000
373	7,404,000	617,000
374	7,416,000	618,000
375	7,428,000	619,000
376	7,440,000	620,000
377	7,452,000	621,000
378	7,464,000	622,000
379	7,476,000	623,000
380	7,488,000	624,000
381	7,500,000	625,000
382	7,512,000	626,000
383	7,524,000	627,000
384	7,536,000	628,000
385	7,548,000	629,000
386	7,560,000	630,000
387	7,572,000	631,000
388	7,584,000	632,000
389	7,596,000	633,000
390	7,608,000	634,000
391	7,620,000	635,000
392	7,632,000	636,000
393	7,644,000	637,000
394	7,656,000	638,000
395	7,668,000	639,000
396	7,680,000	640,000
397	7,692,000	641,000
398	7,704,000	642,000
399	7,716,000	643,000
400	7,728,000	644,000
401	7,740,000	645,000
402	7,752,000	646,000
403	7,764,000	647,000
404	7,776,000	648,000
405	7,788,000	649,000
406	7,800,000	650,000
407	7,812,000	651,000
408	7,824,000	652,000
409	7,836,000	653,000

410	7,848,000	654,000
411	7,860,000	655,000
412	7,872,000	656,000
413	7,884,000	657,000
414	7,896,000	658,000
415	7,908,000	659,000
416	7,920,000	660,000
417	7,932,000	661,000
418	7,944,000	662,000
419	7,956,000	663,000
420	7,968,000	664,000
421	7,980,000	665,000
422	7,992,000	666,000
423	8,004,000	667,000
424	8,016,000	668,000
425	8,028,000	669,000
426	8,040,000	670,000

別表第2 教職員年俸表（二）

号給	年俸	本給の月額
	円	円
1	2,400,000	200,000
2	2,520,000	210,000
3	2,640,000	220,000
4	2,760,000	230,000
5	2,880,000	240,000
6	3,000,000	250,000
7	3,120,000	260,000
8	3,240,000	270,000
9	3,360,000	280,000
10	3,480,000	290,000
11	3,600,000	300,000
12	3,720,000	310,000
13	3,840,000	320,000
14	3,960,000	330,000
15	4,080,000	340,000
16	4,200,000	350,000
17	4,320,000	360,000
18	4,440,000	370,000
19	4,560,000	380,000
20	4,680,000	390,000
21	4,800,000	400,000
22	4,920,000	410,000
23	5,040,000	420,000
24	5,160,000	430,000
25	5,280,000	440,000
26	5,400,000	450,000
27	5,520,000	460,000
28	5,640,000	470,000
29	5,760,000	480,000
30	5,880,000	490,000
31	6,000,000	500,000
32	6,120,000	510,000
33	6,240,000	520,000
34	6,360,000	530,000
35	6,480,000	540,000
36	6,600,000	550,000
37	6,720,000	560,000
38	6,840,000	570,000
39	6,960,000	580,000
40	7,080,000	590,000
41	7,200,000	600,000
42	7,320,000	610,000
43	7,440,000	620,000
44	7,560,000	630,000
45	7,680,000	640,000
46	7,800,000	650,000
47	7,920,000	660,000

48	8,040,000	670,000
49	8,160,000	680,000
50	8,280,000	690,000
51	8,400,000	700,000
52	8,520,000	710,000
53	8,640,000	720,000
54	8,760,000	730,000
55	8,880,000	740,000
56	9,000,000	750,000
57	9,120,000	760,000
58	9,240,000	770,000
59	9,360,000	780,000
60	9,480,000	790,000
61	9,600,000	800,000
62	9,720,000	810,000
63	9,840,000	820,000
64	9,960,000	830,000
65	10,080,000	840,000
66	10,200,000	850,000
67	10,320,000	860,000
68	10,440,000	870,000
69	10,560,000	880,000
70	10,680,000	890,000
71	10,800,000	900,000
72	10,920,000	910,000
73	11,040,000	920,000
74	11,160,000	930,000
75	11,280,000	940,000
76	11,400,000	950,000
77	11,520,000	960,000
78	11,640,000	970,000
79	11,760,000	980,000
80	11,880,000	990,000
81	12,000,000	1,000,000
82	12,120,000	1,010,000
83	12,240,000	1,020,000
84	12,360,000	1,030,000
85	12,480,000	1,040,000
86	12,600,000	1,050,000
87	12,720,000	1,060,000
88	12,840,000	1,070,000
89	12,960,000	1,080,000
90	13,080,000	1,090,000
91	13,200,000	1,100,000
92	13,320,000	1,110,000
93	13,440,000	1,120,000
94	13,560,000	1,130,000
95	13,680,000	1,140,000
96	13,800,000	1,150,000
97	13,920,000	1,160,000

98	14,040,000	1,170,000
99	14,160,000	1,180,000
100	14,280,000	1,190,000
101	14,400,000	1,200,000
102	14,520,000	1,210,000
103	14,640,000	1,220,000
104	14,760,000	1,230,000
105	14,880,000	1,240,000
106	15,000,000	1,250,000
107	15,120,000	1,260,000
108	15,240,000	1,270,000
109	15,360,000	1,280,000
110	15,480,000	1,290,000
111	15,600,000	1,300,000
112	15,720,000	1,310,000
113	15,840,000	1,320,000
114	15,960,000	1,330,000
115	16,080,000	1,340,000
116	16,200,000	1,350,000
117	16,320,000	1,360,000
118	16,440,000	1,370,000
119	16,560,000	1,380,000
120	16,680,000	1,390,000
121	16,800,000	1,400,000
122	16,920,000	1,410,000
123	17,040,000	1,420,000
124	17,160,000	1,430,000
125	17,280,000	1,440,000
126	17,400,000	1,450,000
127	17,520,000	1,460,000
128	17,640,000	1,470,000
129	17,760,000	1,480,000
130	17,880,000	1,490,000
131	18,000,000	1,500,000
132	18,120,000	1,510,000
133	18,240,000	1,520,000
134	18,360,000	1,530,000
135	18,480,000	1,540,000
136	18,600,000	1,550,000
137	18,720,000	1,560,000
138	18,840,000	1,570,000
139	18,960,000	1,580,000
140	19,080,000	1,590,000
141	19,200,000	1,600,000
142	19,320,000	1,610,000
143	19,440,000	1,620,000
144	19,560,000	1,630,000
145	19,680,000	1,640,000
146	19,800,000	1,650,000
147	19,920,000	1,660,000

148	20,040,000	1,670,000
149	20,160,000	1,680,000
150	20,280,000	1,690,000
151	20,400,000	1,700,000
152	20,520,000	1,710,000
153	20,640,000	1,720,000
154	20,760,000	1,730,000
155	20,880,000	1,740,000
156	21,000,000	1,750,000
157	21,120,000	1,760,000
158	21,240,000	1,770,000
159	21,360,000	1,780,000
160	21,480,000	1,790,000
161	21,600,000	1,800,000
162	21,720,000	1,810,000
163	21,840,000	1,820,000
164	21,960,000	1,830,000
165	22,080,000	1,840,000
166	22,200,000	1,850,000
167	22,320,000	1,860,000
168	22,440,000	1,870,000
169	22,560,000	1,880,000
170	22,680,000	1,890,000
171	22,800,000	1,900,000
172	22,920,000	1,910,000
173	23,040,000	1,920,000
174	23,160,000	1,930,000
175	23,280,000	1,940,000
176	23,400,000	1,950,000
177	23,520,000	1,960,000
178	23,640,000	1,970,000
179	23,760,000	1,980,000
180	23,880,000	1,990,000
181	24,000,000	2,000,000